

告示

埼玉県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 徳明会 訪問看護ステーション小室	名称	医療法人 徳明会 訪問看護ステーション飯能リハビリ館	医療法人 徳明会 訪問看護ステーション小室
ゆみ薬局富士見店	開設者名称	有限会社 ゆみ薬局	株式会社 ゆみ薬局

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
安部 智英	施術所所在地	三郷市中央五―二三 ―六一―〇五	三郷市幸房一三七―三
久米 和弘	施術所名称	らいふマッサージ治療院 清瀬店	KEIROW川越ステーション 訪問医療マッサージ
	施術所所在地	東京都清瀬市中里四 ―一三五〇―七七	川越市霞ヶ関北二―六 ―一―一F